

## 評議員及び非常勤役員報酬等支給規程

(総則)

**第1条** 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の評議員及び非常勤役員に対する手当、旅費及び連絡交通費の支給については、この規程に定めるところによる。

(手当)

**第2条** 手当は、次の区分により支給する。

(1) 評議員会手当

評議員会手当は、評議員会に出席した評議員及び非常勤役員に支給する。

(2) 理事会手当

理事会手当は、理事会に出席した非常勤役員に支給する。

(3) 監事監査実施手当

監事監査実施手当は、監事監査に出席した非常勤役員に支給する。

2 評議員会手当、理事会手当及び監事監査実施手当を支給する場合の基準及び1回当たりの支給額は、別紙1のとおりとする。

(旅費又は連絡交通費)

**第3条** 評議員又は非常勤役員に出張を依頼した場合には、旅費を支給する。

2 評議員又は非常勤役員が評議員会、理事会又は監事監査に出席する場合で、前項の規定によることが適当でないとき認められるときは連絡交通費を支給する。

3 旅費又は連絡交通費を支給する場合の基準及び支給額は、別紙2のとおりとする。

(手当等の支給の時期)

**第4条** 手当、旅費及び連絡交通費は、評議員会、理事会の開催又は監事監査の実施の都度支給する。

## 附則

この規程は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別紙 1

手当支給額

評議員会手当	理事会手当	監事監査実施手当
議長 18,000円	議長 18,000円	15,000円
その他の評議員及び 非常勤役員 15,000円	その他の非常勤役員 15,000円	

- 備考 1. 手当は、本表に掲げる額の範囲内で支給するものとする。  
2. 本表に掲げる額は1回当たりのものとする。

## 旅費、連絡交通費の支給基準及び支給額

### 1 旅費

旅費の支給に関しては、当財団の旅費規程を準用する。この場合において、評議員は理事と同格とする。

### 2. 連絡交通費

前項の規定にかかわらず、評議員又は非常勤役員が評議員会、理事会の開催又は監事監査が実施される地域から片道50キロメートル未満の地域から出席する場合は、旅費に替えて連絡交通費として、3,000円を支給する。